

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年12月まで

私は、平成6年12月に会社を退職し、しばらくたってから妻と一緒に区役所に行って国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料としてその場で10万円ぐらいを納付した。区役所で納付できなかった期間の保険料については、後日、社会保険事務所（当時）に行った記憶があり、そこで納付書を発行してもらい、金融機関で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年12月に会社を退職し、しばらくたってから区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付記録から、8年11月又は同年12月に行われたと推認され、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替により保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は13か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和49年5月から58年4月まで
③ 昭和58年5月から61年3月まで
④ 平成元年6月及び同年7月

私は、昭和50年に転居後、市役所で国民年金の再加入の手続を行った際、同市役所の職員に勧められ、同時に付加年金の加入の申出も行い、その後、納付書に現金を添え、国民年金の定額保険料と共に付加保険料も市役所で納付していた。

その後も、転居した際には、その都度市役所で、国民年金の住所変更手続と同時に付加年金の加入の申出も行い、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者になるまで、国民年金の定額保険料と共に付加保険料も納付していた。

前夫が会社を辞め、平成元年6月に国民年金第3号被保険者でなくなった後は、市役所で第1号被保険者への種別変更手続を行い、納付書により、申立期間④の国民年金保険料を納付した。

私は、申立期間①、②及び③は、国民年金の定額保険料と共に付加保険料も納付し、申立期間④は定額保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び③が国民年金及び付加年金に未加入とされ、申立期間②は国民年金に加入し、定額保険料は納付済みとされているが、付加年金に未加入とされていること、及び申立期間④の定額保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間④を除き、国民年金加入期間の定額保険料に未納は無く、平成元年9月11日に国民年金保険料の免除の申請を行っていることから、国民年金への関心があったものと考えられる。

また、上記のとおり、申立人は、平成元年9月11日に国民年金保険料の免除の申請を行っていることから、その当時、申立人は、少なくともその時点までには、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っており、同手続に伴い、申立期間④の保険料の納付書が発行されていたものと推認でき、国民年金に関心があった申立人が、2か月と短期間である当該期間の保険料を納付したとしても、特段不合理な点は見当たらない。

2 一方、申立期間①及び③の国民年金の定額保険料について、オンライン記録同様、申立人の所持する年金手帳にも、国民年金の資格取得日は、昭和49年5月20日と記載されており、その後、53年1月10日に任意加入被保険者へ種別変更し、58年5月31日にその任意加入被保険者の資格を喪失している旨が記載されていることから、申立期間①及び③は、国民年金の未加入期間であり、定額保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間①、②及び③の国民年金の付加保険料について、申立人は、昭和50年に転居後、市役所で国民年金の再加入の手続を行った際、初めて付加年金の加入の申出を行ったと主張しているが、制度上、遡って付加保険料を納付することはできないことから、申立人の主張する同加入の申出時点においては、申立期間①及び②の一部の期間は、同保険料を納付することができない期間である上、上記のとおり、申立期間①及び③は、定額保険料を納付することができなかった期間であり、付加保険料も納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳によると、自身で付加年金に加入した旨を記載したとしており、確かにその形跡はうかがえるものの、行政側による付加年金に係る記載は見当たらず、特殊台帳、オンライン記録及び申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿等においても、付加年金に加入した記録は確認できないことから、申立期間①、②及び③は、付加年金の加入の申出がなされていない期間であり、付加保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、付加保険料を納付したとする申立期間①、②及び③は、合わせて144か月にも及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

その上、申立期間①及び③の国民年金の定額保険料、並びに申立期間①、②及び③の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書等)が無く、ほかにこれらの保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
平成元年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認めら
れる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から47年3月まで
② 昭和51年10月から53年12月まで

申立期間①について、私の母親は、私が昭和46年2月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に私が結婚するまでの私の保険料を納付していた。申立期間②については、私が、役所の職員から、「国民年金保険料の未納が2年続くと、それまで納付した分は無くなってしまい、継続ができなくなる。」と言われたことから、53年10月頃から54年1月頃までの期間に、私の妻が、経済的な事情で妻の保険料は納付せず、私の保険料だけを納付書により社会保険事務所（当時）か区役所のいずれかで一括して納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳の様式及び保険料の領収日から、昭和47年4月から同年9月までの間に行っていることが確認できることから、その時点で、申立期間①の保険料を過年度納付することは可能である上、その父親については、国民年金被保険者台帳によると、44年3月から47年3月までの保険料を同年5月に特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できるとともに、上記関連資料から、申立期間①直後の昭和47年度については保険料の納付行動が申立人と同じであったと考えられることから、申立人の母親が、

申立期間①の保険料を過年度納付により納付していたものと考えても不自然ではない。

また、オンライン記録によると、申立期間①に近接する昭和48年7月から同年9月までの期間については、平成22年8月24日に未納から納付済みへ記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある上、国民年金保険料を納付していたとする母親は、その夫と共に国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①は14か月と比較的短期間である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を一括して納付したとする時期及び保険料額についての記憶が必ずしも定かではない上、申立期間②の過年度保険料及び現年度保険料を社会保険事務所又は区役所のいずれかで一括して納付したとしており、これは、制度上、不可能な納付方法であることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私が結婚した昭和47年4月に、私の父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入当初は、私が3か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、その後は、納付書により金融機関で納付したり、夫名義の預金口座から口座振替により夫婦二人分を納付していた。

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書又は口座振替により夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、その夫の特殊台帳によると、申立期間の保険料は過年度納付により納付していることが確認できる上、申立人及びその夫は、昭和47年4月に結婚してから60歳到達時まで、申立期間を除いて保険料を全て納付していることから、申立期間についても、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで

私が 20 歳の頃、学生だった私に代わって母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。

国民年金保険料についても、母親が当時同居していた私の姉の保険料と一緒に郵便局か市の行政センターで納付してくれていたと聞いている。

母親と一緒に国民年金保険料を納付していた姉も、20 歳からの国民年金保険料が未納とされていたが、第三者委員会へ申立てを行い、記録の訂正が認められている。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉の申立てについては、その母親が、申立人の姉が 20 歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付していたことが認められるとする当委員会の決定に基づき、記録の訂正が必要であるとする通知（平成 22 年 5 月 19 日付け）が行われている。

また、申立人の母親が申立期間当時同居していた申立人の姉の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も納付してくれていたとする申立人の主張については、その母親は、20 歳の頃、学生であった申立人をその姉のときと同様に国民年金に加入させ、申立人の保険料をその姉の分と一緒に納付していたと述べていることに加え、申立期間は申立人の姉が記録を訂正された期間に含まれることから、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の母親自身も昭和 36 年 7 月から国民年金に任意加入後、国

民年金加入期間における全ての国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その母親が申立人の姉の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと考えるのが自然であり、申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。申立人自身も結婚後の昭和59年6月に国民年金へ任意加入後、全ての国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年12月まで

私は、昭和53年6月に、婚姻届を提出するために、妻と一緒に区役所へ行った際に、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。その際に、区役所の職員から、20歳のときまで遡って特例で国民年金保険料を納付できるという話を聞き、妻の強い勧めもあったので、後日、20万円から30万円ぐらいの金額を金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年6月に、その妻と一緒に区役所へ行き、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その際に、20歳のときまで遡って特例で国民年金保険料を納付することができることを知り、後日、20万円から30万円ぐらいの金額を金融機関で納付したと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出され、それらの番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続は、第3回特例納付の実施期間中である54年3月又は同年4月に行われたものと推認され、その時点において、申立期間は、国民年金の強制加入期間であったことが確認できることから、当該期間は、第3回特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和54年3月又は同年4月に、申立期間及び申立期間直後の52年1月から54年3月までの国民年金保険料を特例納付等により納付した場合の実際の保険料額とおおむね一致している上、52年1月から54

年3月までの保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の妻は、「夫及び私の国民年金の加入手続を行った際に、区役所の職員から、夫が20歳のときからの国民年金保険料を遡って特例で納付することができるという話を聞いたので、夫に納付するように強く勧めた。夫は結婚前からの自分の貯金を下ろして、20歳のときからの保険料を全て納付した。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 12 月まで

私は、昭和 56 年 3 月頃、区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が、銀行の窓口で、毎月納付書に現金を添えて納付していた。

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していること、その後、国民年金基金にも加入している上、前納により保険料を納付していること、及び国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は、昭和 57 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、56 年 3 月に同手続を行ったとする申立内容とは一致しないものの、申立人は、1 年分ずつ納付書が送付されてきたとも述べており、少なくとも 57 年 10 月時点において現年度に当たる、昭和 57 年度の国民年金保険料の納付書は発行されていたと考えられ、納付意識の高かった申立人が、当該納付書により、現年度保険料については、納付していたと考えても特段不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月までの期間につい

て、前記1のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年10月と推認され、その時点で、現年度に当たる同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付することは可能ではあるものの、前記1とは反対に、遡って過年度納付することになる56年3月から57年3月までの保険料については、同様に考えることが困難である上、申立人自身も、保険料を遡って過年度納付したのかよく分からないと述べるなど、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、納付されていた可能性も精査したが、その形跡もうかがえなかった。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和56年3月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 5 月まで

私は、国民年金制度発足時に、夫と相談して夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行った。申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を集金人又は市役所で一緒に納付していたが、私の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、夫のみ未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月に、その妻が、夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は市役所で一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の国民年金手帳は同年同月に発行されており、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は同年同月に国民年金に加入していたことが明らかである上、申立期間当時、申立人が居住していた市には集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人及びその妻が昭和 48 年 5 月に転居したことに伴い、転居先の地域を管轄する社会保険事務所 (当時) に夫婦二人の国民年金被保険者台帳を移管したことを示す記載が見られ、これにより、申立人の国民年金の住所変更手続が行われたことが確認できることから、申立人は転居前から転居後を通じて国民年金に加入していたものと

推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付していたとするその妻については、申立期間と同じ期間の保険料が全て納付済みとなっていることから、夫婦二人の国民年金の加入手続を一緒に行っておきながら、申立人のみ保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地域で国民年金保険料の徴収を行っていたとする集金人は、当時、申立人の自宅を訪れて保険料を徴収していた旨証言している。

その上、申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻は、国民年金加入期間の保険料をほとんど納付していることなどから、申立人及びその妻の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から55年3月まで

私は、家業を手伝うために会社を退職したが、しばらくの間、国民年金に加入していなかった。その後、時期は定かではないが、役所の人に勧められ、国民年金の加入手続を行った。その手続と同時に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を、全て納付したい旨の申出を行い、郵送されてきた納付書で、2、3回に分けて遡って納付した。

私は、国民年金の加入手続時に未納だった国民年金保険料を、全て納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替制度を利用して保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、すぐに、申立期間の国民年金保険料を2、3回に分けて、遡って納付したと述べており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和56年11月と推認され、その時点で、申立期間のうち、54年10月から55年3月までの保険料を遡って納付することができる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和55年度から平成4年度まで、複数回にわたり保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識が高かった申立人が、過年度納付することができる期間の保険料を納付したと

考えても不自然ではない。

2 一方、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 56 年 11 月時点において、申立期間のうち 52 年 12 月から 54 年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時期を憶えていないと述べており、国民年金保険料の納付場所、その金額等についての記憶も曖昧であるなど、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から57年3月までの期間及び59年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から57年3月まで
② 昭和59年1月

私は、会社を退職後に帰郷してしばらくした頃、居住していた地区の班長に勧められたことから市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、加入手続を行った際、窓口の担当者から過去の未納分の保険料をまとめて納付するように言われたことから、社会保険事務所（当時）で納付書により一括して納付した。申立期間②の保険料については、私が夫婦二人分を一緒に納付書により納付した。申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者に過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付するように勧められたことから、納付書により社会保険事務所で納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から昭和57年7月頃に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間①は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、当時、社会保険事務所では過年度保険料の収納を行っていたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、実際に申立期間①の保険料を一括して納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の妻も、国民年金の加入手続を行った申立人から未納分の保険料を遡ってまとめて納付する話を聞いた記憶があるとしていることから、

申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間②について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付書により納付していたと主張しているところ、申立人のオンライン記録から申立人に申立期間②に係る納付書が発行されていることが確認できる上、一緒に納付していたとするその妻の申立期間に係る保険料は納付済みである。

加えて、申立期間①及び②は、23 か月及び1 か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を全て納付していることから、保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 10 月までの期間及び 63 年 12 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 10 月まで
② 昭和 63 年 12 月から平成 2 年 3 月まで

私は、勤務先を昭和 62 年 3 月に退職し、翌月の同年 4 月、結婚により転居した市の市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、担当職員から夫も加入していないことを指摘されたが、夫は「もらえないかもしれない年金を払うことはない。」と加入しなかった。

昭和 63 年 12 月に次の勤務先を退職した際も、平成元年 1 月頃、再び国民年金の加入手続を行った。1 冊目の年金手帳は昭和 62 年 4 月頃の加入手続の際に発行され、2 冊目の年金手帳は同年 11 月からの勤務先からもらったものである。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が毎月納付書により郵便局又は信用金庫で納付していたが、保険料の月額はおぼえていない。結婚して、自ら国民年金に加入しておきながら保険料を未納にしたことは無いはずであるので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

結婚直後の昭和 62 年 4 月頃、初めて国民年金に加入し、63 年 12 月に勤務先を退職した際にも、再び国民年金の加入手続を行い、毎月納付書により国民年金保険料を納付してきたとする申立人の主張については、申立人が初めて国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期、申立人及びその前後の手帳記号番号が付与された強制加入被保険者の納付開始時期から、結婚直後の 62 年 4 月又は同年 5 月頃と推認され、申

立人が再び加入手続を行った時期についても、当該加入手続を行った市が作成した国民年金記録表から、退職直後の平成元年1月であることがうかがえることに加え、保険料の納付についても、申立人の主張どおり、同市では昭和56年4月から1か月ごとに保険料を納付することになっていたことが確認できることから、信憑性^{びよう}がある。

また、申立期間①について、加入手続直後の昭和62年4月及び同年5月の国民年金保険料を同年同月に現年度納付した後、申立期間①の保険料を納付しないまま放置するとは考えにくく、平成元年1月に再び加入手続を行った直後の申立期間②の保険料を納付していないとされていることも、不自然である。

さらに、国民年金の加入手続後においては、申立期間①及び②前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付が困難であったと考えられる特段の事情も見当たらないことに加え、申立人は平成3年度から約20年にわたって保険料を現年度納付しており、保険料の納付意欲が高いことが認められることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から3年1月まで
② 平成3年3月から同年8月まで
③ 平成4年1月

私は、平成4年11月の結婚の際、夫から今まで納付してこなかった期間の国民年金保険料を遡って納付するように促された。婚姻届の提出と同時に国民年金への加入手続を行い、未納であった過去の保険料については、納付書を用い分割で、数回に分けて金融機関等で納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成4年11月に婚姻届の提出と同時に国民年金への加入手続を行い、その時点で未納であった国民年金保険料を分割で遡って納付してきたとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された厚生年金保険被保険者資格喪失日などから、申立人の国民年金の加入手続時期は、同年10月から5年1月までの間と推認され、婚姻届を提出した4年11月の時点では、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であり、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①、②及び③は、それぞれ4か月、6か月及び1か月と短期間である上、オンライン記録では、申立期間①の始期である平成2年10月から4年10月までの25か月のうち、申立期間の前又は後となる14か月分について国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、保険料の納付を始めたとする結婚時から現在まで申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、合計して11か月である申立期間

の保険料について、納付が困難であったとうかがわれる特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人に結婚前の未納であった国民年金保険料を納付するように勧めたとするその夫は「妻（申立人）に対して、結婚時に未納であった過去の国民年金保険料を納付するように勧めたことは間違いない。約2年間に遡って保険料を分割して納付してきた。その保険料については自分が負担し、実際に自分も妻の保険料を納付したこともある。」と述べており、申立人は婚姻届を提出した平成4年11月に国民年金への加入手続を行い、その時点で遡って納付することが可能な2年10月からの保険料の納付を開始し、申立期間①、②及び③の保険料も納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年11月1日、同資格の喪失日は23年9月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月12日から同年10月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年9月12日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から23年10月15日まで
夫は、昭和17年6月から42年9月まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間は同社B製作所に転勤していた期間である。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人の妻から提出された申立人の自叙伝及びA社B製作所の部門別集合写真から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日及び喪失日の記載は無いものの、申立人の氏名が確認でき、標準報酬月額が12等級と記載されている。

さらに、事業主から提出された健康保険組合の被保険者名簿において、申立人は、資格喪失日が「昭和 19 年 9 月 5 日」、「B 転勤」と記載されていることが確認できるところ、申立人と同日に資格を喪失し「B 転勤」と記載されている同僚は、オンライン記録により、事業所名は特定できないが、19 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立人の自叙伝に記載されている当時の同僚は、オンライン記録により、申立期間のうち、昭和 19 年 11 月 1 日から A 社 B 製作所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）である 23 年 9 月 12 日までの期間において、同社 B 製作所の被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 19 年 11 月 1 日、喪失日は 23 年 9 月 12 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 12 日から同年 10 月 15 日までの期間について、申立人の妻から提出された申立人の自叙伝及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（同社 B 製作所から同社 C 製作所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A 社 B 製作所の全喪日が昭和 23 年 9 月 12 日であることから、同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 製作所における昭和 23 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A 社は不明としており、事業主が保険料を納付したか否かについて確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

A社で、平成16年7月10日に支給された夏季賞与が厚生年金保険の記録に無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成16年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（12万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

A社で、平成16年7月10日に支給された夏季賞与が厚生年金保険の記録に無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成16年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

A社で、平成16年7月10日に支給された夏季賞与が厚生年金保険の記録に無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成16年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和50年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月10日

A社で、平成16年7月10日に支給された夏季賞与が厚生年金保険の記録に無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成16年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月10日

A社で、平成16年7月10日に支給された夏季賞与が厚生年金保険の記録に無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成16年7月賞与台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月5日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月8日から58年1月8日まで継続してA社で勤務していたにもかかわらず、同社B支店から同社C支店に転勤した際の、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金が保管する申立人の企業年金加入員払出簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務（昭和44年3月5日にA社B支店から同社C支店に転勤）していたことが認められる。

また、D企業年金基金から提出された「訂正・取り消し・追加届」によると「昭和44年3月5日転勤喪失」を「44年3月5日自己都合喪失」と変更した上、「昭和44年3月5日転勤取得」を「44年4月1日再加入取得」に変更していることが確認できるが、この点について、同企業年金基金に照会したところ、「基金を代行返上した際、国の記録に合わせて訂正したものである。」と回答している。

さらに、D企業年金基金は、「当時の届出書は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し

行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年12月29日から63年1月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成元年3月31日から同年4月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月29日から63年1月1日まで
② 平成元年3月31日から同年4月21日まで

私は、申立期間①において、A社に勤務していたにもかかわらず、年金記録では当該期間が被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②において、B社に勤務していたにもかかわらず、年金記録では当該期間が被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る退職届から、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務してい

たことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 63 年 1 月 9 日に支給された 62 年 12 月分の給料明細書から、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する上記の給料明細書の保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付する義務を履行したと回答しているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日は昭和 62 年 12 月 29 日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する平成元年度賃金台帳に記載された出勤日数から、申立人が当該期間に B 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の賃金台帳には、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する上記の賃金台帳の保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和55年10月14日に入社した。また、厚生年金保険の被保険者記録では、同社に勤務していた時の厚生年金保険の加入月数が、17か月となっているが、同年12月分から57年5月分までの18か月間の給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和55年分の源泉徴収票の記述（同年10月14日就職）により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する給与支給明細書のうち、昭和55年11月分の給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されていないが、同年12月分から57年5月分までの18か月間にわたる給与支給明細書から保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が同年4月30日に退職した際の同年5月分給与からも保険料が控除されており、厚生年金保険料の控除月については、翌月控除であると認められることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額については、昭和55年12月

分の給与支給明細書及び申立人のA社における同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから確認できないが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が昭和55年12月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
A社での厚生年金保険記録のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与から控除されていた厚生年金保険料からみて低い金額となっている。
その期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったが、保険料の納付義務については不明と回答している。

しかし、事業主が保管していた平成 15 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく標準報酬決定通知書の標準報酬月額は、オンライン記録どおりとなっていることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年11月30日から同年12月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年11月30日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月30日から同年12月1日まで
② 平成12年3月16日から同年4月1日まで

私は、一貫してA社グループ企業に勤務し、A社B工場からC社に転籍したが、転籍した時期に当たる平成11年11月30日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっているので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社には平成12年3月末日まで勤務し、所持している賃金明細票では同年3月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する賃金明細票、人事記録、雇用保険被保険者記録及び健康保険組合の加入記録により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成11年11月30日に、A社B工場からC社に転籍）、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金明細票の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、C社は、申立人に係る資格取得日を平成11年12月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を保管していることから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は平成12年3月31日までC社に勤務し、自身が所持している賃金明細票では同年3月の厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかし、雇用保険の離職日は平成12年3月15日と記録されており、C社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日及びオンライン記録の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日となっており、これらの喪失日の記録は一致している。

また、A社の人事関係事務を継承しているD社が保管している申立人に係る履歴台帳では平成12年3月15日にC社を会社都合により退職した旨記録されている。

さらに、C社の事務担当者は、申立期間②当時の保険料の控除方法は翌月控除であったと証言していることから、上記の平成12年3月分の賃金明細票に記載されている厚生年金保険料は、同年2月の厚生年金保険料であると考えられる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が20年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月1日まで

私は、中学校卒業後、A社のC駅近くの工場に勤務した後、近隣の同社の別の工場に異動となったが、継続して勤務していた。しかし、申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の同じ者が、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日が記載されていない被保険者記録が確認できる。

また、上記の者の厚生年金保険被保険者台帳には、A社B工場における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日が20年7月1日と記載されていることが確認できる。

一方、申立人は、自身がA社を退職した時期について、「昭和20年4月15日に、空襲でA社B工場が焼失して以後は勤務しておらず、その後は、同社から何の連絡も無かったことから、特に手続することもなく退社したような形であった。」と述べている。

しかしながら、申立人と同様に、A社B工場に係る健康保険厚生年金保

除被保険者名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、資格喪失日が記載されていない複数の同僚の資格喪失日を、オンライン記録で確認したところ、多数の同僚の資格喪失日が、20 年 7 月 1 日となっていることが確認できる上、これらの同僚に照会したところ、複数の者が自身の退職時期について、「昭和 20 年 4 月 15 日の空襲直後に帰省し、再度勤務することは無く、退職の手続は行わなかった。」、又は、「同空襲前に帰省していたが、退職の手続は行わなかった。」と述べている。

これらのことから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

なお、厚生年金保険法においては、名称変更と新しい被保険者の資格関係等の規定が昭和 19 年 6 月 1 日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年 10 月 1 日施行であることから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料を徴収しない期間であり、法附則第 73 条の規定により同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は、昭和 19 年 10 月 1 日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が 20 年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から、70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社（現在は、B 社）D 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20 年 9 月 10 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 10 日まで

私は、A 社 C 工場に昭和 16 年 4 月に入社した後、19 年 8 月頃同社 D 工場に異動し、母が召集令状を持ってきた 20 年 5 月 5 日まで勤務していた。その後、陸軍に同年 5 月 6 日に入隊し、同年 8 月 15 日の終戦後も残務整理のため勤務し、同年 9 月 10 日に復員した。復員後は家業従事のために、同社 D 工場に戻ることなくそのまま退職した。しかし、同社 D 工場に勤務して以降の 19 年 8 月から応召した期間を含む 20 年 9 月 10 日までの期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立人が所持している昭和 19 年 9 月分、10 月分及び 11 月分に係る給与明細書メモ（A 社 D 工場と記載されている。）から、申立人が、申立期間に A 社に在籍していたことが認められる。

また、A 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が、昭和 19 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、同資格の喪失年月日の記載は無い上、当該被保険者名簿には、申立人と同様に被保険者資格の取得年月日は記載されているものの、同資格の

喪失年月日の記載の無い者が多数みられ、社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

さらに、E県F部G課の発行する兵籍簿から、申立人は、昭和20年5月1日に陸軍に召集され、同年5月6日に入隊し、同年9月10日に復員したことが確認できる。

加えて、召集されていた期間については、当時の厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社D工場における資格喪失日は、履歴書の復員日である20年9月10日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載されている資格取得時の昭和19年8月の記録から、200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで
私は、昭和45年4月1日から平成16年3月31日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間に、同社D支店から同社B支店に転勤となったことに伴い被保険者期間に誤りが生じたと思われる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提供された職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年11月30日に、同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社して以来、現在も継続して勤務しているが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社B支店から同社D支店に転勤となったことに伴い被保険者期間に誤りが生じたと思われる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提供された「部店・職務経歴」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年10月1日に、同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格の喪失日及び同社C工場における資格の取得日に係る記録をそれぞれ昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から同年4月15日まで

私は、昭和22年10月1日にA社に入社以来、55年6月16日まで継続して勤務していた。申立期間は同社B事業所から同社C工場に転勤した期間である。会社の辞令があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、申立人の所持する辞令及び申立人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年4月1日に、同社B事業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和23年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和23年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月13日から同年5月10日まで

厚生年金保険加入記録では、昭和39年3月10日から50年10月3日までA社に勤務していたにもかかわらず、同社本社から同社C支店に異動した申立期間の被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した要員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が提出した昭和40年5月1日時点の要員名簿及び申立人の妻が記録していた40年給与支給一覧表から同年4月13日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録は、5万2,000円であるものの、同年5月1日に標準報酬月額等級表が改正となっていること、及び標準報酬月額等級表改正前の同年4月30日までの最高等級額は、3

万 6,000 円であることを勘案すると、同年 4 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、提出した資料以外の資料は保管されていないため確認することができず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年3月10日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月頃から20年8月15日まで
② 昭和27年3月10日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、中学校在学中に、勤労働員学徒として昭和18年5月頃から20年8月15日までD社で勤務していたが、その間の全ての期間について、被保険者記録が無いので、当該期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社C工場に昭和24年4月1日に入社して以降、58年9月30日に退社するまで継続して勤務していたが、同社C工場から同社本社に異動した時期に当たる27年3月10日から同年4月1日までの期間の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録、B社が保管する社員台帳及び申立人が所持する在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記社員台帳に、申立人の人事異動の日付は昭和27年4月10日と記録されていることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係

る記録を、同社本社における資格取得日と同日である同年4月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が、E県立F中学校に在学中に勤労働員学徒として、D社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「当時は、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

また、D社は、「勤労働員学徒は、労働者年金保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。また、保管されている従業員名簿に申立人の名前は記載されていない。」と回答している。

さらに、D社に係る労働者年金保険及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚の名前は見当たらなかった。

加えて、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年）により厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

私は、A社の平成19年12月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成19年12月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

私は、A社の平成19年12月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成19年12月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

私は、A社の平成19年12月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成19年12月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和29年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月22日から同年12月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社し、54年3月末まで継続して勤務していた。しかし、同社B事業所からC事業所へ転勤した頃の厚生年金保険の記録が抜けているのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年11月22日に、同社B事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和29年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年1月21日まで
私は、昭和37年4月から39年12月までA社に正社員として継続して勤務していた。それにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、同社D営業所から同社C工場に転勤した際の38年12月21日から39年1月21日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人が所持していた職歴書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D営業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和38年12月の仕事納めまではA社D営業所に勤務し、39年1月から同社C工場に転勤したとしていること、及び申立期間当時同社C工場に勤務していた複数の同僚が、「申立人が、同年1月にA社D営業所から同社C工場に転勤となったことを覚えている。」旨証言していることから、同年1月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年11月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私の父親は、私が大学生の頃、私の国民年金に関する通知が自宅に送付されてきたため、学生であっても国民年金保険料を納付しなければならないと思い、私の国民年金の加入手続を行った後、私が就職するまでの保険料を自宅に送付されてきた納付書により金融機関で、1年分ずつまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生の頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その父親も加入手続についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入よりも前の時期であることから、その時期に申立人の居住している区で国民年金手帳記号番号が払い出されていない限り、申立期間の国民年金保険料を納付することは不可能であるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その父親が1年分ずつまとめて納付したと主張しているが、納付が確認できる平成9年度の保険料は、平成9年11月及び10年2月に、それぞれ、3か月分及び4か月分がまとめて納付されていること、及び平成10年度の保険料は平成10年4月に1年分が前納されていることが確認できるとともに、その父親も、「息子（申立人）の9年9月から11年3月までの保険料については、私が、自

宅に送付されてきた納付書により金融機関でまとめて納付したことを鮮明に憶えており、申立期間の保険料の納付と混同しているかもしれない。」旨述べていることから、申立人の主張は、その父親が平成9年度及び10年度の保険料を納付した記憶と混同しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5372 (事案 2988 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から42年12月まで

私は、20歳に到達した昭和40年*月に、当時勤務していた会社の社長が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料については、社長が毎月の給料から天引きした上で納付してくれていたはずである。前回、申立てを行った際、一部の期間について記録の訂正が認められたが、20歳到達直後から保険料を納付していたはずであり、納得がいかないため、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和40年*月に、当時勤務していた会社の社長が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする社長は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。当該社長が申立人の国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された被保険者のうち、20歳到達時に加入手続を行ったものと考えられる者の被保険者資格の取得日から、43年1月頃と推認でき、その時点で、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、及び申立期間当時の同僚のうち、申立人と近い時期に20歳を迎えた者についても20歳から保険料が納付済みとなっていることが確認できないことなどの理由から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料や情報を提示したわけではないが、20歳到達時に申立人の国民年金の加入手続を行った旨を社長から聞いていたにもかかわらず、記録訂正が認められないのは納得がいかないとの理由で再度申し立てたとしている。

このことについて、当委員会においては、申立人に対し昭和43年1月頃に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度、調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらなかった。

したがって、今回の再申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

私は、20歳になった平成7年は大学生であり、学生でも20歳になったら国民年金に加入しなければならないことを知っていたが、申立期間当時、定期的な収入が無かったことから、同年1月頃、母親に私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除の申請手続を依頼した。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び免除の申請手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除の申請手続を行ったとするその母親は、免除の申請手続を行った回数及びその際の状況等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び免除の申請状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は平成8年9月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料の免除の申請手続を行うことはできない期間であり、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住し続けていることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、それをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から60年5月まで

私が昭和54年12月に会社を退職したことを契機に、私の妻が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に会社を退職したことを契機に、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻は、申立期間当時の年金手帳、保険料額及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、その妻は、申立人名義の預金口座から口座振替により保険料を納付していることが、その妻の被保険者名簿から確認でき、申立人名義の預金口座の入出金記録によると、昭和60年1月から同年6月までの保険料が引き落とされており、その保険料額は一人分の保険料額と一致していることから、申立人名義の預金口座からはその妻一人分の保険料のみが引き落とされていたものと推認できる。

さらに、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号が昭和49年2月に払い出されていることが確認できるものの、当該手帳記号番号により国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない上、別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月から8年7月まで
② 平成8年8月から同年12月まで
③ 平成9年1月から同年8月まで

私が20歳になった平成7年*月頃、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、毎月、私の母親が区役所又は金融機関で納付書により納付していた。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、私の母親が当該期間の国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、平成10年4月から同年8月までの重複納付した保険料の一部が充当されたことに納得がいかないので、充当された保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった平成7年*月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、申立期間①当時の年金手帳の記憶が無いことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険加入期間に重複納付した平成10年4月から同年8月までの国民年金保険料が申立期間②の保険料として充当され、差額が還付されていることが確認でき、申立人の父親名義の預金口座の入出金記録でも、当該差額が入金されていることが確認できることから、当時、申立期間②は未納期間であった

ものと推認でき、充当及び還付についても、一連の事務処理に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間③の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の基礎年金番号の付番日より、平成9年7月であることが確認できることから、当該加入手続時点まで、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年3月まで

私は、20歳になった平成8年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、手続き後の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付していた。9年に大学生となりA県に引っ越したが、経済的な理由から毎年区役所で、免除の申請手続きを行っていた。申立期間の前後の期間の保険料は免除されているにもかかわらず、申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生になった平成9年以降、学生の期間について、毎年免除の申請手続きを行っていたと主張しているが、申立人のオンライン記録及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧によると、申立人は、申立期間前の期間について、申請免除期間であることが確認できるものの、申立期間を通じて免除の申請を行った形跡はうかがえない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から60年12月まで

私は、27歳になった年である昭和55年に、自分の店を開店した。

その年の6月頃、市役所から、国民年金に加入するように言われたため、市役所で、国民年金の加入手続を行った。

その際に、市役所で、2年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後の保険料を、定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録から、申立人は、63年4月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った当初のみ、遡って国民年金保険料を納付し、その後は、定期的に保険料を納付していたとしているが、申立人が述べる方法で保険料を納付していた場合、申立期間直後の保険料は、現年度納付となるにもかかわらず、オンライン記録では、当該期間直後の保険料は、過年度納付されていることが確認できるため、この点についても、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、遡って2年分の国民年金保険料を納付したのは1回であるとしているが、オンライン記録では、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和63年4月に、その時点において申立人が納付することができる61年1月以降、2年分の保険料を遡って納付しており、申立

期間は時効により保険料を納付することができない期間である。そのため、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したとする 55 年 6 月から、国民年金の加入手続を行ったと推認される 63 年 4 月までの期間を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5378

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、平成2年6月に転職することが決まっていたため、同年5月に会社を退職した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかった。

しかし、時期は定かではないが、申立期間の国民年金保険料を納付するように通知が届いたため、私が、公民館で遡って申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年5月に会社を退職した際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかったが、申立期間の国民年金保険料を納付するように通知が届いたため、公民館で遡って当該期間の保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人が居住していた市は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていない市民に対して、切替手続の届出書類及び保険料の納付書を送付することは行っていなかったとしていること、ii) 社会保険事務所(当時)が、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者など国民年金の適用対象者に対してお知らせ(勧奨)を行うようになったのは、平成10年度以降であることを勘案すると、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかったとする申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の平成2年5月の国民年金の被保険者資格取得日、同年6月の被保険者資格喪失日及び7年12月の被保険者資格取得日は、8年1月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、同年同

月までは、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間について実際に納付した場合の国民年金保険料額と相違している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成4年3月まで

昭和61年1月頃に、私が自営業を始めたことを契機に、元妻が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間のうち、昭和61年1月から平成元年3月までの国民年金保険料が申請免除期間とされ、同年4月から4年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年1月頃に、その元妻が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその元妻から、直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその元妻も、申立人と同じ昭和61年1月から平成元年3月までの保険料が申請免除期間とされ、同年4月から4年3月までの保険料が未納とされている。

さらに、申立期間は75か月に及び、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関がこれだけ長期間にわたる事務処理を続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年4月までの期間及び59年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から58年4月まで
② 昭和59年10月から61年3月まで

申立期間①について、私は、昭和57年5月末に会社を退職し、すぐに市役所で国民年金への加入手続を行い、その際に職員から「厚生年金保険の被保険者番号で国民年金保険料が納付できる。」旨の説明を受けた。疑問に思ったが、58年5月に再就職するまで保険料を納付していた。

申立期間②について、昭和59年9月末に再び会社を退職した際も、間もなく厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②について、送付されてきた納付書を用いて近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月末に会社を退職した直後に、自ら国民年金の加入手続を行った際、市役所の職員から「厚生年金保険の被保険者番号で国民年金保険料を納付することができる。」旨の説明を受けたことに疑問を持ったものの、納付書で保険料を納付したと述べている。しかし、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者番号と国民年金手帳記号番号とは別々に管理されており、厚生年金保険の被保険者番号で国民年金保険料を納付することは制度上不可能であることに加え、申立期間①は、オンライン記録では、平成3年12月になって未加入期間から未納期間へと変更されたことが確認でき、申立期間①当時、申立人は、強制加入被保険者として把握されていなかった期間

であり、保険料を納付することができないため、申立人の主張するように納付書が発行されたとは考えにくく、申立内容とは一致しない。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日などから、昭和 61 年 3 月又は同年 4 月と推認することができ、その時点では、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間①の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、前述したとおり、昭和 61 年 3 月又は同年 4 月と推認される申立人の国民年金加入手続時期の時点で、時効が到来していない申立期間②の国民年金保険料については、遡って納付するほかないが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無く、遡って納付したとの主張も無いことから、当該期間の保険料を納付していたと考えることは困難である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 58 年 12 月までの期間及び 61 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 57 年 7 月まで
② 昭和 57 年 8 月から 58 年 12 月まで
③ 昭和 61 年 9 月

私は、海外から帰国した昭和 57 年 8 月頃に、妻と一緒に区役所へ行き、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。

その際に、区役所の職員から、2 年間遡って国民年金保険料を納付することができる」と説明されたので、私又は妻が、申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付した。

その後、私又は妻が、3 か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外から帰国した昭和 57 年 8 月頃に、区役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは 61 年 3 月頃、その妻の国民年金の加入手続が行われたのは 60 年 8 月頃と推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、57 年 8 月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人及びその妻は、申立期間①の国民年金保険料の納付時期、納

付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である上、その妻も、申立人と同様に申立期間①に係る期間が未加入とされている。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を遡って一括して納付した後は、申立人又はその妻が、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻は、申立期間②のうち、昭和57年8月から58年6月までの保険料は未納とされている上、同年7月から同年12月までの保険料は過年度納付されていることが、その妻のオンライン記録により確認できることから、申立期間②当時に申立人及びその妻の保険料が一緒に納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立期間③直前の昭和61年8月の国民年金保険料は、同年同月に還付決定されていることが、還付整理簿により確認でき、その時点で、申立期間③の保険料が納付されていたとすれば、同様に還付決定されるはずであるが、申立期間③の保険料が還付決定された形跡は見当たらないことから、申立期間③の保険料が納付されていたとは考えにくい。

その上、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人又はその妻が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年2月まで

私は、それまで勤めていた会社を平成6年3月に退職し帰郷した。帰郷後の同年4月に、退職した会社から配布された退職後の各種手続の案内に基づいて、国民年金の加入手続を市役所で行い、次の会社に就職するまで、国民年金保険料を、納付書に現金を添えて同市役所で納付していた。私は、申立期間当時、失業中なので、お金が無くならないうちに、半年以内の期間をまとめて納付していたことなどを憶^{おぼ}えているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、同番号に基づき、申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できることから、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、少なくとも、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降であると推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間のほとんどは、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は記載されておらず、申立人が初めて国民年金の第1号被保険者となった日に、平成11年1月と記載されており、オンライン記録においても、同年同月前に同被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は、未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、手帳記号番号が払い出

される必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5383 (事案 4519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 54 年 1 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、自宅に集金人が来て、「今なら 30 万円納付すれば、国民年金保険料の納付記録が最初からつながる。」と言われたので、父親から 5 万円をもらい、自分で 25 万円を用意して、申立期間の保険料を一括して納付した。

今回、特に新たな資料等が見付かったわけではないが、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 53 年 8 月頃に、自宅に来た市の担当者から、まだ間に合うから一括で国民年金保険料 30 万円を納付するように勧められたので、一括で 30 万円を納付したと主張していたが、この金額は、その当時実施されていた第 3 回特例納付等によって、申立期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額と大きく相違している上、申立人は、保険料の納付期間についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 3 月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく 22 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、時期は憶^{おぼ}えていないが、自宅に集金人が来て、「今なら 30 万円納付すれば、国民年金保険料の納付記録が最初か

らつながる。」と言われたので、父親から5万円もらい、自分で25万円を用意して、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5384

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 60 年 5 月まで

私が 20 歳になった昭和 50 年*月頃、勤務していた会社の社会保険事務担当者が、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、毎月の給与から天引きされ、納付されていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 50 年*月頃、勤務していた会社の社会保険事務担当者が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、給与天引きにより納付されていたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張している会社では、当時、社員の国民年金の加入手続等を行うことは無かったとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年 8 月頃と推認できることから、当該加入手続時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は、大学を卒業して就職する直前の平成8年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の職員から国民年金保険料を2年間遡って納付することができるというので、学生時代からの貯金を下ろして、市役所の窓口で申立期間の保険料を一括して納付した。

申立期間が国民年金保険料の申請免除期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年4月頃に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立期間当時申立人と同居していたその母親は、時期は分からないが、母親自身が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除の申請を行ったと述べていることから、申立期間が保険料の申請免除期間とされていることに不自然さはみられない。

さらに、申立人が国民年金保険料を遡って一括して納付したとする平成8年3月頃の時点では、i)申立期間のうち、6年4月から7年3月までの保険料は、過年度保険料となり、制度上、市役所では納付することはできなかったこと、ii)仮に、その時点で、市役所で納付することが可能であった同年4月から8年3月までの保険料を納付したとすると、申立人が納付したとする金額は、当該期間の実際の保険料額と大きく相違していることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年4月まで

私は、平成6年4月に、市役所の窓口で、現在所持している年金手帳を再交付してもらった際に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付した。

私が現在所持している再交付された年金手帳には、私が、国民年金の被保険者となった時期が平成3年4月、国民年金の被保険者でなくなった時期が4年5月と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に、市役所の窓口で、現在所持している年金手帳を再交付してもらった際に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、i)その当時、申立期間の保険料を遡って一括して納付することができる特例納付制度は実施されていないこと、ii)同年同月の時点では、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、市役所の窓口では納付することができなかつたことから、申立人が、申立期間の保険料を遡って一括して納付したとは考えにくい。

また、申立人は、現在所持している再交付された年金手帳には、申立人が、国民年金の被保険者となった時期が平成3年4月、国民年金の被保険者でなくなった時期が4年5月と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであると主張しているが、この国民年金の被保険者となった時期及び国民年金の被保険者でなくなった時期は、保険料の納付の有無にかかわらず、それぞれ、国民年金の被保険者資格の取得時期及び喪失

時期として年金手帳に記載されることから、当該記載をもって、保険料の納付済期間を特定することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 45 年 3 月まで

私の夫が 20 歳になった頃に、夫の父親が夫の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、夫の父親が家族全員分を未納が無いように一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が家族全員の保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、その父親は国民年金に加入しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で手帳記号番号が払い出されていたその妹についても、20 歳到達時の昭和 44 年* 月から 45 年 3 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の手帳記号番号として昭和 45 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月まで

結婚して 2 か月後の昭和 37 年 4 月頃に、私の職業が不安定だったため、妻が将来を考えて、市役所の支所 (当時) か国民年金保険料の集金人が来たときに、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

妻は、申立期間の国民年金保険料額については定かではないが、まとめて納付すると割引になったため、集金人に私の分と合わせて、半年分か 1 年分をまとめて納付することが多かったとしている。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻が昭和 37 年 4 月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、夫婦同時期に加入していたことは認められるものの、加入手続時期は、申立人の妻が所持する国民年金手帳の発行年月日、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、40 年 8 月と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間の保険料を集金人にまとめて納付することが多かったと述べているが、申立人が、申立期間当時、居住していた地域では、申立期間後の昭和 38 年 4 月から集金人制度が開始されていることが確認でき、申立期間当時においては、集金人制度の開始前であることから、申立期間の保険料を集金人に納付していた

とは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人は、申立期間においては、国民年金に未加入で保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また同年 4 月の国民年金保険料については重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月まで
② 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 4 月

私は、結婚して 2 か月後の昭和 37 年 4 月頃に、夫の職業が不安定だったため、将来のことを考えて当時居住していた A 市の市役所の支所（当時）か国民年金保険料の集金人が来たときに、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①について、国民年金保険料額は定かではないが、まとめて納付すると割引になったため、集金人に夫婦二人分の保険料を半年分か 1 年分をまとめて納付することが多かった。

その後、A 市から B 町（当時）へ、さらに同町から C 区へ転居を重ねたが、申立期間②の国民年金保険料を欠かさず納付してきた。

昭和 40 年 4 月に再び A 市に転居した私は、申立期間③の国民年金保険料について、転居前の C 区で納付したが、転居後の A 市でも重複して納付した。同市で申立期間③の保険料を納付したときに、女性の係員に、多くもらえるからと言われて、当該期間の保険料を重複して納付したことを憶えている。申立期間③の保険料を重複して納付したことが原因で、申立期間①及び②の納付記録が消えてしまったと確信している。

申立期間①及び②が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、申立期間③の保険料は、C 区と A 市で重複して納付しているはずである。年金額に反映されないのならば、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和37年4月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、夫婦同時期に加入したことは認められるものの、加入手続時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日、申立人夫婦の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、40年8月と推認でき、申立内容と一致しない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人は、申立期間①の保険料を集金人にまとめて納付することが多かったと述べているが、申立人が申立期間①当時、居住していた地域では、申立期間①後の昭和38年4月から集金人制度が開始されていることが確認でき、申立期間①当時においては、集金人制度の開始前であることから、申立期間①の保険料を集金人に納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が夫婦同一日に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間①において、国民年金に未加入とされていることから、申立人は、申立期間①は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

2 申立期間②において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、その妻である申立人は国民年金への加入は任意である。制度上、任意加入の場合、加入を申し出た日が国民年金の被保険者資格の取得日とされ、遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない。申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和40年8月の時点では、遡って申立期間②の保険料を納付することができないため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が主張するように、申立期間②前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのであれば、昭和40年8月にA市において、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されることは考えにくいことから、申立人は、申立期間②において、国民年金に未加入で保険料を納付することができなかったと考えられる。

3 申立期間③について、申立人は、強制加入被保険者期間であり、申立期間③を含む昭和40年4月から同年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料を41年1月に遡って一括で納付していることが申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿から確認できる。この時点で、当該期間の保険料について、転居前のC区で納付していたのであれば、転居後の40年8月にA市に

において、国民年金手帳記号番号が払い出されることは考えにくい。

また、国民年金保険料は、制度上、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされており、例えば、同一月の保険料を重複して納付したとしても、重複して納付した期間の年金額が2倍になるなど、老齢基礎年金の支給額に反映されることは無いことから、申立期間③の保険料をC区とA市で重複して納付したとする申立内容は不自然である。

- 4 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできず、また申立期間③の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

私は、20歳になったときは大学生であったが、亡くなった母親から、私の将来を考え、私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで町内会の班長に、私の国民年金保険料を納付していたことを、よく聞かされていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときにその両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその両親は、既に他界しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡は無いことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から同年 8 月までの期間、同年 12 月から 47 年 10 月までの期間、48 年 7 月から 54 年 7 月までの期間及び 57 年 5 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から同年 8 月まで
② 昭和 46 年 12 月から 47 年 10 月まで
③ 昭和 48 年 7 月から 54 年 7 月まで
④ 昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は無く、亡くなった母親が行ってくれたのかもしれない。国民年金保険料については、いつからか納付書が届いたので、郵便局で積み立てていた貯金を下ろして納付していた。保険料の月額は、7,000 円から 8,000 円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、届いた納付書を用いて郵便局で国民年金保険料を納付したと述べるにとどまり、国民年金の加入手続についての記憶は無く、自ら何かをしたということも無いとするなど、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入時期などから、昭和 60 年 5 月と推認され、その時点で申立期間①、②、③及び④のうち 57 年 5 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一住所に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、前述したとおり、昭和 60 年 5 月と推認される申立人の国民年金の加入手続時点では、申立期間④のうち、時効が到来していない 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、遡って納付するほかないが、申立人は遡って納付した記憶が無く、遡って納付したとの主張も無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 16 日まで
② 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月に A 社に入社し、C 職をしていた。初めの給料は 18 万円ぐらいで、その後も 22 万円近くは受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が低すぎる。

また、昭和 53 年 8 月に、最初は給料 15 万円ということで B 社経営の D 店に店長として転職した。標準報酬月額が 8 万 6,000 円となっているが、わざわざ給料が安くなるには転職しないので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の A 社の人事担当者は、「初任給は一般的な額であった。特に優秀な新入社員がいたとしても入社当初から初任給に差を付けることは無い。」と述べているところ、申立人の標準報酬月額は、同期入社と同僚と同額であり、昭和 49 年の大卒男子の平均初任給よりもやや高いことが確認できる。

また、申立人が入社した昭和 49 年を含め、A 社に学卒として入社したと思われる同僚に照会したところ、複数の同僚が「初任給は大卒男子の平均初任給とほぼ同額であり、自身の標準報酬月額と給与額は大体合っている。」と回答している。

さらに、申立人の標準報酬月額は年々上昇しており、同期入社と同僚と比較しても、その推移に不自然さは見受けられない。

申立期間②について、B 社の元事業主は「ほかの従業員との関係もある

ので、一人だけ給料を多くするという事はない。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると申立人の標準報酬月額とは同時期の同社の従業員の標準報酬月額に比べてやや高い額であったことが確認できる。

また、事業主は「給料とは別に上乗せをしていたかもしれないが、上乗せ分は保険料を計算する際には含んでいない。」と述べている。

さらに、B社の社会保険事務を行っていた社会保険労務士事務所に保管されている標準報酬定時決定通知書及び標準報酬月額変更通知書により届出されている標準報酬月額は、上記被保険者原票及びオンライン記録と同額の標準報酬月額であることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から同年10月1日まで
② 平成6年12月13日から7年3月1日まで
③ 平成7年4月1日から9年4月1日まで

私は、平成6年4月1日にA社に入社し、9年3月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。特に申立期間③については、その後、同社で行った業務について特許を取得しており、その特許申請の手続をしていた記憶があるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の親会社であるB社が保管している申立人との雇用契約書では、申立人の雇用期間は、平成6年4月1日から同年8月31日まで（以下「契約期間I」という。）となっており、申立期間①は雇用期間となっていない上、A社がC省D局に提出した同年12月14日付け上申書には、申立人が同年8月31日に退職し、一時帰国した旨記載されている。

また、C省D局のE記録によると、申立人は平成6年9月4日に出国し、同年9月28日に再入国していることが確認できる。

さらに、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の被保険者資格喪失日は、平成6年9月1日となっており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

申立期間②について、B社が保管している申立人との雇用契約書では、

申立人の雇用期間は、平成6年10月1日から7年3月31日まで（以下「契約期間Ⅱ」という。）となっているが、前記C省D局のE記録によると、この契約期間Ⅱの途中の6年12月21日に出国し、7年2月14日に再入国していることが確認できる。

また、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は平成6年12月13日に被保険者資格を喪失し、7年3月1日に同資格を再取得しており、これはオンライン記録の申立人の得喪の記録と一致していることが確認できる。

申立期間③について、B社が保管している申立人との雇用契約書では、申立人の雇用期間は、平成7年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「契約期間Ⅲ－a」という。）、同年10月1日から8年3月31日までの期間（以下「契約期間Ⅲ－b」という。）、同年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「契約期間Ⅲ－c」という。）及び同年10月1日から9年3月31日までの期間（以下「契約期間Ⅲ－d」という。）の4つの雇用契約期間から成っているが、いずれの雇用契約書においても、厚生年金保険に加入する旨の記載は無い。一方、前記契約期間Ⅰ及び契約期間Ⅱに係る雇用契約書には、契約条項として厚生年金保険に加入する旨記載されており、契約期間Ⅲのaからdまでに係る雇用契約書の内容とは異なっていることが確認できる。

また、契約期間Ⅲ－b及び契約期間Ⅲ－dに係る雇用契約書に附属している給与資料には、給与の控除項目として、健康保険料0円、厚生年金保険料0円と記載されていることが確認できる。

さらに、B社によると、A社は、平成21年8月25日の株主総会決議により解散し、給与関係資料は保管していないとしており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年11月15日から50年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和50年3月1日から同年4月21日までの期間における厚生年金保険の事業所名称に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月15日から50年3月1日まで
② 昭和50年3月1日から同年4月21日まで

私は、昭和49年11月15日にA社（現在は、B社）に入社し、平成15年6月30日に退職するまでCの仕事をしていた。しかし、入社から昭和50年3月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無く、また、A社がB社に社名変更されたのは52年4月1日であるので、申立期間②については、同社における被保険者期間であるはずがない。

申立期間①は、正社員であったはずであるので、調査して当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて、申立期間②についての社名を正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に入社したと主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社は、昭和50年4月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、A社は、平成10年1月5日にB社と合併し解散していることが確認できるところ、B社の事業主は、申立人が同社において、当該期間に正社員として在籍していたが、当時は3か月の試用期間があり、申立人は当該期間において試用期間中につき厚生年金保険に

は未加入であったと思われる旨の回答をしている。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自身と同時期にA社に入社し昭和50年3月頃に退職したと記憶している同僚は、氏名が見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無いほか、同年3月1日に資格取得している申立人の記載内容にも不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実について確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録において、申立人は当該期間においてB社の被保険者となっているが、自身はA社に勤務していたので事業所名を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社のみ被保険者記録のある同僚のうち2名は、勤務期間においてA社及びB社に勤務していたと供述している。

なお、複数の者に照会したところ、「A社とB社は、実質的には同一の会社であり、私は両社に勤務していた。」、「自身が応募した会社名と入社した会社名は異なっていた。」旨の供述があった上、B社の事業主は、「当時、A社は、B社の子会社であった。事業主及び所在地も同一であった。」旨の回答していることから、当該期間において申立人が使用関係にあったのはA社のみであり、B社とは使用関係が無かったとまでは言い難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る事業所の名称に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

申立期間①は、A社に昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、同年 1 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失した記録となっており、40 年 9 月 1 日から 41 年 1 月 1 日までの記録が欠落している。

申立期間②は、B社において正社員でC業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同僚や上司の氏名を記憶しておらず、当該期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった者に対する調査によっても、申立人を記憶している者はいない。

また、A社の人事担当者は、「当時の資料も無く、当時を知る者もいないため、厚生年金保険料の控除及び納付について不明である。しかし、当社は、当時から現在に至るまで、新卒者は3か月、中途採用者は6か月の試用期間がある。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

ない。

また、複数の同僚が、厚生年金保険被保険者資格及び雇用保険被保険者資格を同日付けで取得していることが確認できるところ、申立人の当該期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5428 (事案 1605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 2 月 6 日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みになっていたが、B社に勤務していた期間については、同社を退職した時に脱退手当金について説明を受け、請求用紙をもらって自分で請求し、同社を退職した後の昭和 41 年 2 月に社会保険事務所(当時)に出向いて受け取ったが、それはA社に入社する前だった記憶があるので、同社に勤務していた期間については脱退手当金を受け取っていない。

以上の理由から、厚生年金保険の記録を訂正してほしいと第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正は必要ない旨の通知をもらったが、納得できない。

新たな証拠書類は無いが、再度申立てしたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、脱退手当金は、申立期間より後に、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されていることがオンライン記録において確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いこと、及びA社において申立人以外で脱退手当金の支給記録のある4名全員に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が認められる等、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「新たな証拠書類は一切無いが、年金記録の訂正は必要ない旨の通知には納得できない。」と主張しているが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料提出や周辺事情も無く、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 53 年 4 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月まで
④ 昭和 55 年から 59 年まで

私は、申立期間①は、A社に勤務していた。同社はE県F区にあり、従業員は50人ぐらいだった。

申立期間②は、B社に勤務していた。同社はE県G区にあり、従業員は50人ぐらいだった。

申立期間③は、C社に勤務していた。同社はE県H区にあり、従業員は2、3人だった。

申立期間④は、D社に勤務していた。同社はI県J市にあり、従業員は30人ぐらいだった。

各事業所では正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間①から④までが被保険者期間となっていないので、調査の上、これらの申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人がA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「入社後、数箇月の試用期間があった。」と回答しているところ、当該試用期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記の同僚のうち1名は、「厚生年金保険については、本人の希望がある場合に加入させていた。」と供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時、厚生年金保険については、本人が希望した場合のみ加入させていた。」と回答している。

また、B社は、「当時の資料を保管していない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、オンライン記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、H区を管轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、C社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④について、同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚の供述から、当時の従業員数は30人以上いたと推認できるところ、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該期間における被保険者数は6人から21人であり、当時、事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月17日から47年8月頃まで
私は、昭和46年9月頃から47年8月頃まで、A社（現在は、C社）に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。A社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の労務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は一体として加入する取扱いだった。」と回答しているところ、オンライン記録及び雇用保険の記録から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の離職日（昭和46年10月16日）の翌日と記録されており、これらの記録は合致している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していない上、C社は、「申立期間の人事記録等の資料は保管していない。」と回答しているほか、同社が昭和47年1月1日に加入している厚生年金基金の記録を管理している企業年金連合会は、「申立人の記録を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務について、証言は得られなかった。

加えて、申立人は、「A社を退職後に国民年金の保険料を納付した。厚生年金保険と国民年金は同時に加入することはなかった。」と述べている

ところ、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 4 月以降の期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月28日から27年2月1日まで
② 昭和27年10月7日から30年9月1日まで

私は、昭和25年6月1日にA社に入社し、30年9月1日に次の会社に移るまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年6月1日にA社に入社し、30年8月末に退社するまで継続して勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録により、A社は、昭和28年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社は、既に解散している上、事業主の所在が不明のため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先が判明した4名に文書で照会したところ、3名から回答があり、うち2名は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間については記憶していない。

加えて、上記の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は、A社において昭和25年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月28日に同資格を喪失しており、27年2月1日に別の厚生年金保険手帳記号番号で同社において同資格を再度取得し、同年10月7日に同資格を再度喪失していることが確

認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 54 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、D 職を担当していたが、53 年 10 月に同社の社員として、同社の請負会社である C 社に出向した。

しかし、年金記録によると、A 社において被保険者資格の喪失日が昭和 53 年 10 月 21 日、出向先の C 社が厚生年金保険の適用事業所となった 54 年 3 月 1 日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社が加入していた E 厚生年金基金の記録から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 53 年 10 月 21 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録において、申立人の A 社における離職日は昭和 53 年 10 月 20 日となっているところ、当該離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、これらの記録は合致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において A 社の社員として C 社に出向していたと主張しているところ、当該事実を確認できる A 社との雇用契約書等を所持していない上、A 社の複数の同僚に対し、申立人が C 社に出向した事実及びその時期を照会したものの、明確な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる

給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5433 (事案 734 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
年金記録確認第三者委員会に年金記録の確認申立てをしたところ、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの結論であったが、申立期間について、間違いなく A 社に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、年次有給休暇を取得しながら申立期間に同社に勤務していたとしているところ、当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していた事実は確認できず、このほかに厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等を提出することなく、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたとの従来の主張を繰り返しているが、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とはいえず、このほかに保険料の控除を示す周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 56 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 56 年 10 月 31 日までの期間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されていると思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与額に基づいた標準報酬月額より低い記録となっていると主張している。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の社会保険担当者は、「会社は無くなっており関係資料が無いので詳しいことは分からないが、会社で社会保険関係を担当していた者としては、申立人一人だけを低い額で届け出るようなことは無いと思う。」と述べている。

さらに、当時の複数の同僚に照会したところ、これらの者は「給料をいくら受け取っていたのか覚えていないが、私の標準報酬月額は間違っていないと思う。」、「自分の標準報酬月額は間違いがあるとは思っていない。」、「標準報酬月額は自分でも調べたので当時の給料額と違いはないと思っている。」旨を供述している。

加えて、上記の被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記

載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の見直し処理が行われた形跡も無い。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 29 日から同年 7 月 22 日まで
高校 1 年生の昭和 27 年 1 月末に、母から就職して生活を援助してほしいと言われ、長男であった私は、やむを得ず同年 1 月 29 日に A 社に就職したが、この時の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた同僚 2 名は、「申立人は申立期間に A 社の販売所に勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、上記同僚 2 名は B 社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、この同僚 2 名は、「B 社は、A 社の上部組織であり、B 社が厚生年金保険の適用事業所であった。」と述べている。

また、上記 2 名の同僚のうち 1 名は、当時、申立人は C 業務をしていたが、申立人が辞めた後に、C 業務のため若い人が入れ替わり 10 名ぐらい入ってきたが、すぐに辞めてしまったと述べており、このうち 3 名の氏名を記憶していたが、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該 3 名の氏名は確認できない。

さらに、申立期間より後の期間であるが、A 社の同じ販売所で、申立人と同じ仕事をしていた者は、「私は、中学校を卒業した昭和 33 年 3 月から A 社に勤務していた。当時は試用期間があったと思う。」と述べているところ、当該者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年 9 月 1 日で

あることが確認できることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険への加入手続をしていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の同僚2名は申立期間当時、A社で社会保険や給与計算に関する事務を担当していた者の名前を挙げているが、この者は既に死亡しているため、申立人の保険料の控除に係る事実を確認することができない。

また、B社の業務を継承したD社は、「B社から異動した従業員は誰も残っておらず、また、当時の記録は無い。」と述べており、申立人も申立期間に係る給与明細書や源泉徴収票などの資料を所持していないことから、保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和23年4月1日にA社の前身であるB社に入社し、62年6月30日まで継続して勤務していた。入社日が記載された社員手帳を所持しているが、厚生年金保険被保険者記録では、資格取得日が23年7月1日になっている。被保険者期間が相違しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、申立人が所持する社員手帳及び同僚の証言から、申立人は、B社C支店に昭和23年4月1日付けでD職として入社したことが確認できる。

しかし、申立人が一緒にD職としてB社C支店に入社したとして名前を挙げた旧制中学校の同窓生6名は、資格取得日が申立人と同日の昭和23年7月1日となっており、当時、同社C支店では、D職については入社と同時に厚生年金保険に加入させず、一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、B社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和23年7月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社及びE健康保険組合は、申立期間当時の資料を保管していないことから、当時の厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関して確認することができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年頃の 4 か月から 5 か月間

私は、昭和 40 年頃、A社において週 6 日のフルタイム勤務の非正規社員として 4 か月から 5 か月間勤務していた。非正規社員でも厚生年金保険被保険者になっていたと思うが、年金記録を確認したところ、同社における記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の同僚の名前を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者となっている女性の同僚のうち、連絡先が分かった 8 名に照会したところ、申立期間当時の社会保険事務担当者 1 名を含む 3 名から回答があったが、申立人を記憶する者はおらず、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

また、上記の同僚 3 名は、いずれも「私は、A社の社員であった。非正規社員が同社の厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と回答している。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は既に亡くなっている上、当時の事業主の子は、「A社は、平成 12 年に会社譲渡のために解散と同様になり、資料は保管していないことから、申立人に係る届出及び保険料控除については不明。」と回答している。

加えて、申立期間において、上記の被保険者名簿及び被保険者原票に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無い。

また、A社が加入したB健康保険組合は、「申立人の記録は、確認でき

ない。」と回答している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 11 月 20 日まで
私は、昭和 48 年 4 月 1 日から同年 11 月 19 日まで、A社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得いかないので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、上記の事業主も「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答しているところ、事業主自身も申立期間に厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立人が名前を挙げた2名の同僚について、氏名検索を行ったが、該当者が判明せず、申立人の保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は保険料の控除についての記憶が無い上、保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月頃 から 42 年 3 月頃 まで
② 昭和 43 年 4 月頃 から 47 年 4 月頃 まで
③ 昭和 47 年 5 月頃 から 49 年 4 月 1 日 まで

私は、申立期間①から③までにおいて、それぞれA社、B社及びC社の3社でF職として勤務していた。厚生年金保険の記録によると、いずれの会社においても被保険者記録が無い。調査の上、これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の所在地を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に関係する業務を行っていたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に照会をしたものの、申立人がA社の従業員であったことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 2 月 1 日であり、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、A社は既に解散していることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「私は、B社ではD営業所に勤務していた。D営業所の従業員は、責任者と私の二人だけだった。」としているところ、当該責任者の妹である元従業員は、「兄は亡くなっているが、兄からF職の男性と一緒に働いていると聞いたことがある。」と供述してい

ることから、期間は特定できないものの、申立人が同社D営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元従業員は、「兄と一緒に勤務していたF職の男性は、働き方が不規則だったと聞いている。」と供述している上、B社に申立人の雇用形態について照会したところ、「当時の資料が残っていないため、当社で長く社会保険関係事務を担当していた者に聞いてみたが、申立人のことは記憶に無いと言っていた。正社員であれば記憶にあると思われるので、申立人は正社員ではなかったのかもしれない。正社員でなければ、業務委託していた者かアルバイトであった可能性がある。」と回答している。

また、B社の担当者は、「当社では、正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、業務委託していた者やアルバイトについては加入させていない。」と供述している。

申立期間③について、申立人はC社の所在地を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に關係する業務を行っていたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、C社の商業登記簿の記録とオンライン記録で氏名が確認できた取締役と監査役の2名に係る年金記録を確認したところ、いずれも申立期間③においては厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「C社の従業員は、経営者（取締役）兄弟と自分だけだった。」としていることから、照会できる同僚がいない上、連絡先が確認できた上記監査役（取締役の妻）に文書照会を行ったものの、「当時の資料等は残っていない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月1日から29年3月1日まで
② 昭和29年5月1日から31年4月10日まで

私は、昭和28年2月1日から31年5月27日まで、継続してA社のB部署に勤務していた。

会社全体の従業員が何人ぐらいいたのか分からないが、B部署には、私を含めた4名のほかにヘルプの人が2名から3名いた。

仕事が少なくなる7月頃から9月頃までの間は、給与が支払われないことがあったが、そのような時期も、一旦辞めて別の会社に行くようなことは無く、B部署での雑用をしていた。

厚生年金保険の記録では、昭和29年3月1日からの2か月及び31年4月10日からの1か月となっているが、勤務した期間はこんなに短くない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、同僚の一人は、「私は、昭和28年1月にA社に入社した。申立人は、私より1年ぐらい後に入社してきたと思う。」と供述している。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「仕事が少ない7月頃から9月頃までは、給与が支払われないことがあった。」としており、当時の同僚の一人も、

「私はB部署ではなかったが、B部署の人たちは、毎年5月頃から9月頃までの期間、給与が支払われずに苦勞していたようだ。」と供述している。

また、同僚の一人は、「私も勤務していた期間のうちの一部の期間が被保険者期間となっていない。」と述べている。

さらに、A社は、「当時の資料は残っていない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月頃から19年3月頃まで

私は、尋常高等小学校を卒業後、昭和18年4月頃にA社にB職の見習として入社し、19年3月頃に退社したが、労働者年金保険の被保険者記録が無い。平成22年10月に、昭和20年9月1日から21年1月30日までの同社における厚生年金保険被保険者の記録が見付かり、記録が訂正されたが、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和18年4月頃から19年3月頃まで1年ほど勤務したと主張している。

しかし、申立人の記憶する複数の同僚は、全員がA社において厚生年金保険の被保険者資格を申立期間以降に取得していることが記録上確認できる上、連絡先が判明した同僚の一人は、「申立人は、私より先に入社していたが、申立人が戦時中に同社で勤務していたかどうか分からない。私は、復員後に入社したので自分の記録に問題は無い。申立人の申立期間に係る勤務実態について分からない。」と述べている。

また、A社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿に、申立期間において、被保険者資格を取得した男性は21名記載されているが、死亡又は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、A社に2回入社した記憶は無いと述べているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人の厚生年金被保険者資

格の取得日は、昭和 20 年 9 月 1 日と記載されている。

加えて、上記の被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 9 日から 47 年 1 月 1 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず 36 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、A 社は「申立人については不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者及び給与事務担当者は死亡又は連絡先が不明なため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した元社員 12 名に文書照会したところ、回答のあった 5 名のうち 2 名は申立人を記憶しているものの、勤務期間は不明と供述している。

さらに、申立人が申立期間において交代で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、昭和 39 年 5 月 1 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、既に死亡しているため供述を得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年2月21日から同年4月1日までの期間及び同年11月1日から10年2月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成10年2月2日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月21日から同年4月1日まで
② 平成9年11月1日から10年2月2日まで
③ 平成10年2月2日から同年4月1日まで

私は、平成9年2月21日にA社に入社したにもかかわらず、同日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成9年11月1日にB社に入社したにもかかわらず、同日から10年2月2日までの期間の厚生年金保険記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、B社に勤務していた期間のうち、平成10年2月2日から同年4月1日までの期間については、実際には報酬額が50万円ほどであったにもかかわらず、オンライン記録では標準報酬月額が30万円とされている。当該期間の標準報酬月額を50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の回答から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取

得日を平成9年4月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、C健康保険組合及びオンライン記録における資格取得日と一致している。

また、A社は、「申立期間①当時、C健康保険組合が毎月20日に加入受付を締め切り、翌月1日に加入させる取扱いをしていたことから、厚生年金保険についても同様に、申立人の資格取得日を平成9年4月1日と届け出た上、同年4月の保険料から控除を開始した。」旨を回答している。

さらに、申立人が所持するA社に係る平成9年分給与所得の源泉徴収票を検証したが、申立人の給与から申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、資格取得日を平成10年2月2日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、D健康保険組合及びオンライン記録における資格取得日と一致している。

また、申立期間②当時在籍していた同僚は、「入社してすぐには、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨を証言している。

さらに、申立人が所持するB社に係る平成9年分給与所得の源泉徴収票を検証したが、申立人の給与から申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、B社が保管する上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人について、当該期間に係る標準報酬月額を30万円として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、申立人が所持するB社に係る平成10年分給与所得の源泉徴収票を検証したが、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額50万円に見合う厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月21日から7年6月21日まで

私は、平成6年12月21日から7年6月20日までD職としてA社に勤務していたのに、同社における厚生年金保険被保険者期間が無いとされているのは間違いだと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、申立人が同社に勤務していたのは申立期間ではなく、平成8年3月5日から11年3月15日までの期間であると回答しており、同社が保管する申立人に係る8年分から10年分までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人が作成した11年3月15日付けの退職願の写しにより確認できる。

また、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人がA社に勤務していた全ての期間について厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

なお、申立人がA社に勤務していた期間は、既に65歳を経過していることから、当時の厚生年金保険法により厚生年金保険の被保険者になり得なかった期間である。

また、申立人は、A社には5年間ぐらいは勤務していたと供述している一方、その時期はB社を辞めてからC社に勤めるまでの6か月間であると主張しており、勤務していたとする期間（5年）と申立期間（6か月）とが相違しているなど記憶が曖昧であり、主張する事実を確認することができなかった。

さらに、申立人は申立期間の同僚については、姓のみを記憶しているため、当該期間の勤務実態及び保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立期間の保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月頃から 43 年 6 月頃まで
② 昭和 44 年 2 月頃から 45 年 10 月頃まで

私は、昭和 42 年 5 月頃から 43 年 6 月頃まで A 社に勤務していたが、勤務していた全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和 44 年 2 月頃から 45 年 10 月頃まで B 社に勤務していたが、勤務していた全ての期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地や業務内容、事業主の姓及び同僚の氏名を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶する同僚は所在不明である上、申立人はほかの同僚の氏名を記憶していないことから同僚照会が行えず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、当時の事業主の氏名について姓しか記憶しておらず、A社の所在地を管轄する法務局に同社の商業登記の記録は確認できないことから事業主照会が行えず、当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人の記憶及び当該期間当時の事業主の証言から判断すると、期間は特定できないものの申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は昭和47年7月18日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和46年2月1日にB社に入社したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった47年7月18日であることが確認できる。

さらに、当時の事業主からは、関連資料は無く、当時のことは不明である旨の回答を得ている上、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから同僚照会が行えず、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月頃から 51 年 10 月頃まで
② 昭和 51 年 10 月頃から 54 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 54 年 1 月 21 日から 57 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月に、A 社の事業主に誘われて同社の子会社である B 社に入社し、その時に、A 社の事業主から「厚生年金保険は親会社で負担する。」と言われたが、私の年金記録を見るとその時の記録が無い。

昭和 51 年 10 月から、次の会社に就職する前日の 54 年 1 月 20 日まで C 社に勤務していたが、同僚の厚生年金保険被保険者記録はあるのに、私の記録は無い。

D 社には、昭和 54 年 1 月 21 日に入社しているのに厚生年金保険の資格取得日が 57 年 3 月 1 日になっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人の具体的な記憶から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が A 社の子会社である B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「A 社の事業主から社会保険は同社が負担すると言われた。」と主張しているが、申立人が記憶する同僚は、「私は、B 社ができた時に A 社から B 社に異動したが、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録はあるものの、B 社に異動してからの被保険者記録は

無い。」と述べており、申立期間に係る保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の名前は見当たらない上、昭和48年4月に被保険者資格を取得した者はおらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は既に解散しており、B社については、E法務局F出張所に法人登記簿を請求したが、記録が無いとの回答があり、事業主に当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人が昭和53年10月26日付けで作成し、後に勤務したD社が保管する履歴書には、「51年10月にC社に入社」と記載されている上、C社から提出された賞与支払書から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は昭和56年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年5月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚は、「会社から新たに厚生年金保険に加入するとの発表があったと記憶しており、それまでは厚生年金保険料の控除は無かった。」と述べている上、当時からの経理担当者は、「C社が厚生年金保険の加入手続を行ったのは昭和56年5月1日であり、それより前は、給与から保険料の控除をしていなかった。」と述べている。

さらに、申立人が記憶する同僚は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得しており、当該期間において被保険者記録は無いことが確認できる。

申立期間③について、申立人のD社に係る雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社は昭和57年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「人数が増えたので、昭和57年になって会社が厚生年金保険に加入するようになった。」と述べている上、そのうちの数名は「会社が厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していた。」と述べているところ、オンライン記録から、当該期間において当該複数の同僚は、国民年金に加入し、国民年金保険料は、納付済みとされている。

さらに、申立人が記憶する同僚は、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日より後に被保険者資格を取得しており、当該期間において被保険者記録が無いことが確認できる。

このほかに、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 6 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 11 日まで
④ 昭和 41 年 1 月 6 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 41 年 9 月 2 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①について、私は、F 県から転居し、昭和 31 年 4 月 6 日に A 社に入社したが、事業主の厚生年金保険に係る加入義務違反から、資格取得日が同年 9 月 1 日となってしまった。

申立期間②について、その後、間を空けることなく、昭和 32 年 9 月に B 社に入社したが、入社時は日雇での雇用だったため厚生年金保険には加入していなかったが、33 年 4 月からは正社員となっており、その時点から被保険者となるべきだった。しかし、事業主の都合で同年 8 月 1 日となってしまった。

申立期間③について、昭和 38 年 8 月 1 日に C 社に入社したが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、再三、加入を促したが適用事業所の届出が 40 年 5 月 11 日となってしまった。よって当該期間も厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間④について、昭和 41 年 1 月 6 日に D 社に入社したが、やはり、4 か月間の記録が欠落してしまった。

申立期間⑤についても、同様に E 社における 2 か月間の記録が欠落してしまった。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚から、「申立人は、私の後輩で、昭和31年4月にA社に入社した。」との供述を得ており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚から、「申立人についての記憶はあるが、当時はすぐに退職する人がいたので、社則として6か月程度を経過した後、正社員となり、その時点から厚生年金保険に加入させていた。」との供述を得ていることから、A社は入社から一定期間において厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

また、A社が保管している社会保険の加入状況を記載した「保存書類」によると、申立人の入社日の記載は無いが、健康保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和31年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、入社当時は臨時社員で入社したため、厚生年金保険には加入していなかったが、正社員となった昭和33年4月からは厚生年金保険の被保険者となるはずであると主張している。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格を有する複数の同僚に照会したところ、「正社員となった時期と厚生年金保険に加入した時期が数箇月相違する。」との供述を得ている上、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、B社の事業主は所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間当時のC社の作業着を着て撮った写真を所持していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、昭和40年5月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚から、入社した時期と厚生年金保険に加入した時期が相違するとの回答を得ている。

さらに、オンライン記録から、C社の事業主は、当該期間において厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる上、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における保険料の控除を確認することができない。

申立期間④について、申立人は、D社の所在地や同社の代表取締役、役員の名前及び当該期間における複数の工事名とその工事内容を明確に記憶している。

しかし、オンライン記録によると、D社は昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚から、当該期間に係る保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、E社の所在地や当該期間における複数の工事名とその概要を明確に記憶している。

しかし、当該期間において被保険者資格を有する同僚は、「E社は入社した時に試用期間があり、自分も入社した時期と厚生年金保険に加入した時期が数箇月相違している。」と供述している上、ほかの複数の同僚からも、入社した時期と厚生年金保険に加入した時期が数箇月相違するとの回答を得ている。

また、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月8日から57年6月23日まで
② 昭和57年6月24日から59年7月16日まで

私は、昭和30年12月にA省に入省し、63年4月末まで勤務していた。その期間のB組合の加入記録はある。しかし、出向した4回のうち2回については厚生年金保険の記録があるが、残りの2回について厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するC社の辞令の写し及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することはできるが、当該被保険者名簿には、「共済」、「健保単独」の印が押されており、申立人を含めた全員の厚生年金保険記号番号欄には「0000」、「000000」との記載が確認できることから、申立人は、同社の厚生年金保険の加入対象となっていなかったことがうかがわれる。

また、A省の総務担当者は、「特殊法人への出向者については、昭和55年1月以前においては、共済年金と出向先の厚生年金保険に重複加入することが可能であったが、当該期間においては、重複加入は制度上できないことになっていた。」と証言している。

申立期間②について、申立人の所持するD社の辞令の写し及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名を確認す

ることはできるが、当該被保険者名簿には、「共済」、「健保単独」の印が押されており、申立人を含めた全員の厚生年金保険記号番号欄には「0000」、「000000」との記載が確認できることから、申立人は、同社の厚生年金保険の加入対象となっていなかったことがうかがわれる。

また、A省の総務担当者は、「特殊法人への出向者については、昭和55年1月以前においては、共済年金と出向先の厚生年金保険に重複加入することが可能であったが、当該期間においては、重複加入は制度上できないことになっていた。」と証言している。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年頃から 34 年頃まで

私は、昭和 31 年頃から 34 年頃まで A 社で B 職及び C 職をしていたにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び A 社に係る申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、類似した事業所名で確認しても該当する事業所は見当たらない。

また、上記の同僚は、「A 社は、当時、厚生年金保険には加入しておらず、D 社に社名変更した後の昭和 35 年 4 月 1 日に初めて厚生年金保険に加入し、私が社会保険の手続を担当していた。A 社の時は保険料控除も無かったと思う。」と述べているところ、当該同僚は、A 社において厚生年金保険の加入記録は無く、D 社が適用事業所となった時に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

さらに、申立人が記憶している事業主も申立期間において、厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 5 月 1 日まで
私は、平成 10 年 1 月 16 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、F 職に就いていた。ねんきん特別便では、同社における資格喪失日が 11 年 5 月 1 日となっているが、13 年 5 月 1 日に国民健康保険の資格を取得しているため、同社の在籍期間は同年 4 月 30 日までのはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年 5 月 1 日に国民健康保険被保険者の資格を取得しているため、A 社における離職日は、同年 4 月 30 日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は、平成 11 年 4 月 30 日となっている。

また、A 社の社会保険業務を請け負っている C 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 11 年 5 月 1 日、同社の退職日は、同年 4 月 30 日と記載されていることが確認できる上、D 厚生年金基金（現在は、E 企業年金基金）の加入員記録から確認できる申立人の当該基金の資格喪失日も、同年 5 月 1 日であり、いずれも離職日の翌日となっており、これらの記録は一致している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、A 社における健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶する、勤務していた F 所の当時の所長は、既に死亡しており、当時の状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。